

2021年度 入学者適用

大学院教育学研究科教育支援専攻 履修の手引き

横浜国立大学大学院教育学研究科
教育支援専攻

目 次

I 教育学研究科教育支援専攻履修案内	1 頁
1. 教育学研究科教育支援専攻の目的	1 頁
2. カリキュラム	1 頁
3. 履修形態等	2 頁
4. 履修基準・履修方法等	3 頁
5. 成績の評価	5 頁
6. 修士論文	6 頁
7. 諸資格	7 頁
8. 開設授業科目	8 頁
9. 教員紹介	10 頁
II 横浜国立大学大学院学則	13 頁
III 横浜国立大学大学院教育学研究科規則	26 頁

綴 込

2021年度指導教員・研究題目届

巻 末

修士論文題目届

巻 末

I 教育学研究科教育支援専攻履修案内

1. 教育学研究科教育支援専攻の目的

横浜国立大学大学院教育学研究科は、これまで幾度かの改革を重ねて様々な社会の要請に応えつつ、教育の現代的諸課題に取り組んできている。しかし、少子高齢化や都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、地域社会等の繋がり希薄化、情報技術の発展、子どもの貧困率の上昇などの社会や経済の変化に伴い、自己肯定感や学習意欲の低い児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒、帰国・外国人児童生徒等の増加や、いじめや不登校などの深刻で複雑な子どもの問題など、昨今、学校の役割は拡大し、複雑化・多様化した課題への対応が求められている。特に、マイノリティで見えにくい存在であった、心理的な支援が必要な児童生徒や外国につながる児童生徒及びその保護者等が、現代社会の情勢の変化や調査や研究が進む中で、その存在が表面化、顕在化し、より一層複雑化してきている。このような状況をふまえ、日本の教育において取りこぼしなく根底から支え充実化を図るために不可欠な、心理と日本語教育の「支援」に光を当て、「心理支援コース」と「日本語教育コース」を要する教育支援専攻を新たに設置した。

この教育支援専攻では、多様なニーズをもつ子どもへの適切な対応や、保護者・地域の問題解決を図るために、教育現場における理論とそれに基づいた実践を通して心理学または日本語教育の高度な専門性を有し、学校教育における子どもや保護者が必要としている多種多様な支援をする人材を育成するという共通理念のもとで、専攻共通科目「教育支援デザイン」を設置し、近未来社会の諸問題と深く関わった具体的な教育支援のあり方について理解を深めることを目指すものである。

心理支援コースにおいては、「心理学・臨床心理学の専門性を基盤として教育現場における心理的支援を担う人材である心の専門家」と「心のケア等が必要な児童生徒に心理的支援や心の専門家との連携の中核を担える心理学の知識・専門性を備えた教員」を、日本語教育コースにおいては、日本語教育の専門的知識、高度な学術的知見をもち、マイノリティの立場にある子どもと保護者、成人を支援し教育のできる日本語教師や地域社会全体を俯瞰し、多文化共生、共生社会への前向きな意識をもった日本語教育に精通する人材を養成することが、本教育学研究科教育支援専攻の目的である。

2. カリキュラム

専攻共通科目の「教育支援デザイン」に加えて、各コースにおいて、心理的支援と日本語教育に関する専門的知識と技能を習得するための選択必修科目（専門科目）を、教員の支援を受けつつ、学生自身のデザインに即して履修し、最終的に修士論文へと結実させる。学校教育の課題のみならず、広く保護者や地域をも視野に入れた研究課題に取り組み、これらの成果は学内で開かれる教育支援デザインフォーラムなどでの報告や、学会発表・学術論文として公表するなど、広く社会的な検証を受けることとする。

（1）専攻共通科目「教育支援デザイン」

専攻共通科目「教育支援デザイン」は、専攻所属の教員全員が担当する科目であるが、実際には、各学生の専攻共通科目担当教員が他の教員と自由に連携協力して指導するゼミ形式あるいはワークショップ形式の授業形態をとる。各教員が、「研究計画書」及び入学後の面談をもとに、学生の取り組みが、教育現場における、理論とそれに基づいた実践を通して、言語支援や学習支援、心理支援などの多種多様な支援をするために必要な専門性を体得し、教育支援のデザイン力形成を実現するよう指導する。教員自身もまた、自らの教育・研究内容を教育支援現場の課題と照合し、自らの学問を新たな「学」へと練り上げていく。

学生は、教員と協働し、教育インターン、実習、実地検証などを経て、教育現場における言語支援や学習支援、心理支援といった教育支援のプランとプロセスを設計していく。アウトプットを明確にするために、各自の研究目的と方法、専門分野に応じて、学生は自分の「教育支援デザイン」の担当教員の指導を受けつつ研究を進める。

（2）コース専門科目

心理支援コースの専門科目群

①臨床研究に関する科目群

学校教育と心理学に関する学術研究の科目である。この科目群では、学校教育と心理学、特に教育心理学、臨床心理学の基礎理論を学び、現象やデータを心理学的視点から捉え、分析し、解釈する力を養うことで、研究や実践の諸課題を見出し、さらには、教育現場における心理的支援の実践力の基礎を身に付け、「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」を履修する中で修士論文を完成させる。また「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」では、研究課題を学会や研究会等で発表するための指導も行う。

②臨床実践の基礎に関する科目群

心理支援の理論に関する科目である。この科目群では、心理支援の実践に関する基礎理論とさまざまな現場における支援の実践を具体的に学び、「臨床実践科目群」における実習と連動しながら、心理的支援の実践について学ぶ。

③臨床実践科目群

心理的支援の実習科目である。この科目群では、教育、福祉、医療の分野における心理的支援の実習を通して、心理支援の専門家としての技能を身に付ける。

日本語教育コースの専門科目群

①日本語教育の実践と研究の統合科目群

実践を通して研究内容を深化することを目的とした科目である。この科目群では、現場と密着し、追究可能な研究課題を見出し、着実に進める。当該科目群は、「インターンⅠ」「インターンⅡ」から成る。

②総合研究科目群

専門性の高い知識・理論と実践との往還の中で修士論文へと結実させることを目的とした科目である。この科目群は、「課題研究」から成る。学生は、「教育支援デザイン」→「インターンⅠ」→「インターンⅡ」・「課題研究」といった段階的プロセスの中で、実践者としての高度な知識とスキルを獲得しつつ、研究の高度化、深化、精緻化を図る。また、研究成果を社会的に公表し、外部のまなざしによって検証を受けるために、学会や研究会等での発表の指導も行う。

③日本語教育の内容と開発科目群

日本語教育に関連する諸理論と知識および実践上の原理などの学的基盤を築くことを目的とした科目である。この科目群では、「日本語教授法講義Ⅰ，Ⅱ」「日本語教授法演習Ⅰ，Ⅱ」，「日本語教育学研究講義Ⅰ，Ⅱ」「日本語教育学研究演習Ⅰ，Ⅱ」，「日本語教育学講義Ⅰ，Ⅱ」「日本語教育学演習Ⅰ，Ⅱ」「日本語教育特論」を提供し、多角的に問題を考え柔軟に対応のできる教師の育成を行う。

④教育支援に関する科目群

教育支援を受ける側の心理について学ぶことを目的とした科目である。この科目群では、「臨床心理学特論Ⅰ」，「社会心理学特論」，「教育心理学特論」，「教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ」，「心理統計法特論」を提供し、支援や教育について心理を重視しつつ高度な実践展開のできる人材育成に繋げる。

(3) 修士論文

1年次に取り組んだ教育支援デザインにおける研究テーマを、2年次においてより高度化、深化、発展させる形で、各自「課題研究」に取り組み、修士論文の研究を完成させる。研究の成果については公表をするものとし、修了にあたっては、修士論文の研究に関して審査を受け、最終試験に合格することを要件とする。

3. 履修形態等

(1) 履修形態

各コースごとに「4. 履修基準・履修方法等」に従って履修計画を立てること。

(2) 指導教員及び関連指導教員について

- ①自コースに属する教員の中から1名を指導教員として選び、1年次4月の履修登録時に巻末の「研究計画・研究指導計画書」に記入して大学院係に提出すること。
- ②指導教員と協議の上、必要に応じて関連指導教員1名を届け出ることができる。
- ③研究計画及び履修計画の策定、研究テーマの決定や修士論文の作成にあたって、指導教員及び関連指導教員の指導と助言を受けること。
- ④指導教員及び関連指導教員は、場合により変更することができる。その場合には、変更前及び変更後の指導教員の了承を得た上で、「指導教員変更届」(窓口配付様式)を大学院係に提出すること。

【注意】以下、「指導教員」とは、関連指導教員を含む。

（３）修業年限

- ①標準修業年限は２年とする。
- ②休学期間を除いた在学可能期間は、４年とする。
- ※長期履修学生については、休学を除いた在学可能期間は、６年とする。
- ③在学期間が１年を過ぎた者は、２年次生として扱う。

（４）修了要件

- ①履修基準に従って３０単位以上修得すること。
- ②通算 GPA（Grade Point Average）が２．０以上であること。詳細は「５．成績の評価」参照。
- ③修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。ただし、「特定の課題についての研究の成果」については各コースで扱いが異なるので確認すること。

（５）修士論文

所定の期日までに提出された修士論文は、修士論文審査委員会による審査及び最終試験（口頭試問など）により合否が決定される。

①３月修了の場合

修士論文作成に着手した学生は、指導教員の指導に従い修士論文題目を決定し、**修了年次の１１月２０日**（土日祝日の場合は直後の平日）までの別に定める時間内（**厳守**）に、巻末の「修士論文題目届」を大学院係に提出しなければならない。「修士論文題目届」を提出しない場合、当該年度の修士論文提出は認めない。

「修士論文題目届」を提出した者は、当該年度の**１月２０日**（予定。土日祝日の場合は直後の平日）の別に定める時間内（**厳守**）に「修士論文」１部を提出すること。他に１，２００字以内の修士論文要旨及び「修士論文提出票」を提出する必要があるので、詳細は別途掲示で確認すること。

②９月修了の場合

標準修業年限を超えて在学している者は、一定の条件を満たせば、年度途中（９月３０日）に修了することができる。その場合は、「修士論文題目届」を**４月２０日**（土日祝日の場合は直後の平日）までの別に定める時間内（**厳守**）に提出し、**６月２０日**（予定。土日祝日の場合は直後の平日）の別に定める時間内（**厳守**）に「修士論文」１部を提出すること。他に１，２００字以内の修士論文要旨及び「修士論文提出票」を提出する必要があるので、詳細は別途掲示で確認すること。

４．履修基準・履修方法等

（１）履修基準

授業科目は、研究科専攻共通科目・コース専門科目に区分される。

修了要件を満たすためには、次の表の最低単位数を満たし、合計３０単位以上修得する必要がある。

授業科目			最低単位数
専攻共通科目		「教育支援デザイン」	４単位必修（通年）
コース専門科目	心理支援コース	臨床研究に関する科目群 臨床実践の基礎に関する科目群 臨床実践科目群	必修科目４単位 ２２単位選択履修【注※】
	日本語教育コース	日本語教育の実践と研究の統合科目群 総合研究科目群 日本語教育の内容と開発科目群 教育支援に関する心理科目群	必修科目８単位 １８単位選択履修
合 計			３０単位

【注※】心理支援コースに関しては、資格取得に関する定められた科目から選択必修。

(2) 履修方法

学生は原則として、所属するコースの授業科目を履修すること。

授業は月～金曜日の1～7時限、及び土曜日あるいは長期休業期間には集中講義として開講される。専攻共通科目「教育支援デザイン」は、科目の性質上、必ずしも大学における固定的な授業形態を取らない。

時限	月～金曜日	土曜日・休業期間等
1	8時50分～10時20分	集中講義
2	10時30分～12時00分	
3	13時00分～14時30分	
4	14時40分～16時10分	
5	16時15分～17時45分	
6	17時50分～19時20分	
7	19時25分～20時55分	

(3) 履修登録

授業科目を履修し単位を修得するには、別に定める履修登録期間内に大学内又は自宅等のパソコンを使用し履修登録手続きを行わなければならない。まず、本「履修の手引き」、WEB シラバス、「授業時間割表」で履修方法、履修条件等を確認し履修計画を立て、パソコンで「学務情報システム」(WEB システム)に接続し、履修する科目の登録を行うこと。詳細は、別に配付する操作方法を参照すること。

①履修登録に関する注意事項

- 履修登録を行わなかった授業科目は、原則として履修することができない。また、一度届け出た履修登録科目は、原則として変更できない。
- 同一曜日・時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- 履修登録期間は、春学期(4月)と秋学期(10月)の年2回で、春学期には、春学期科目及び通年科目、秋学期には秋学期科目を履修登録する。学年指定のある科目は、その指定年次に忘れずに履修登録すること。

②履修登録キャンセル

履修登録完了後に履修登録科目を取り消す場合、履修登録キャンセル期間(全学統一。期間は別に掲示する。)に「学務情報システム」でキャンセルをすること。

なお、集中講義等上記とは別にキャンセル期間を定めている科目もある。詳細は掲示で確認すること。その場合は、別に定める期間内に「履修登録キャンセル申請書」(窓口配付様式)に記入し、大学院係に届け出ること。

履修登録に係る諸手続きの方法等については、掲示により通知するので、掲示板に注意すること。

(4) 他コースの授業科目の履修

学生の希望と指導教員の指導により、授業科目を幅広く履修できるように、所属コース以外の科目を、一定の範囲内で履修することができる。ただし、履修にあたっては科目担当教員の許可を得、当該学期の履修登録期間内に所定の「授業科目の振替承認申請書」(窓口配付様式)を大学院係に提出すること。

- ①日本語教育コース所属の学生の場合、心理支援コースの選択科目は、通算で**8単位**を限度として修了単位とすることができる。
- ②心理支援コース所属の学生の場合、日本語教育コースの選択科目は、通算で**8単位**を限度として修了単位とすることができる。

(5) 教育学研究科教育支援専攻以外の授業科目の履修(学内)

① 学部授業の履修について

教育学部の授業科目の履修を必要とする場合は、指導教員及び学部授業科目担当教員の承諾を得なければならない。この場合、履修する授業科目と修得目的に応じて次のような区分を設ける。

- a. 修得した単位を大学院修了に必要な単位とする場合……教育学研究科の教員(非常勤講師は不可)が担当する教育学部の授業科目を履修し、教育支援専攻運営委員会の承認を得れば、単位数を学部の2分の1として計算し、6単位まで修了に必要な選択科目の単位とすることができる。ただし、その場合は、教員免許状取得の単位とすることはできない。

b. 修得した単位を大学院修了に必要な単位としない場合…… 1 年間に 20 単位を限度として、教育学部の授業科目（教育学研究科担当以外の教員を含む）を履修することができる。修得した単位は「増加単位」となり、教員免許状取得のための単位とすることができる。

なお、全学教育科目については、履修することができない。

〔履修にあたっての注意事項〕

- 履修に際しては、必ず指導教員及び授業担当教員の承諾を得ること。
- 当該学期の履修登録期間内に「学部開講科目履修届」（窓口配付様式）を大学院係へ提出しなければならない。

② 教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の授業の履修について

高度教職実践専攻の授業は、原則として履修できない。

③ 副専攻プログラム科目

副専攻プログラムの科目を履修することができる。ただし、教育支援専攻開講以外の科目については、P 5（5）において修了単位に含むことができる科目以外については、修了単位に含むことができない。

本学が開設する副専攻プログラムは、知識基盤社会が求める総合性・学際性への対応、また学生からのニーズへの対応として、自らの所属する専攻（課程・学科）以外の分野を系統的に学習する機会を設けたもので、所定の要件を満たした者には、修了証が発行され、成績証明書にも修了した副専攻名が記される。

プログラムの詳細及び他プログラムについては、本学HPで確認すること。

④ 日本語プログラム（全学講習日本語）

日本語能力の向上のために国際教育センターで開講している日本語の科目を留学生のみ履修することができる。

ただし、修了単位には含まれず、成績証明書の記載及び GPA への算入することもできない。

（6）教育学研究科以外の授業科目の履修（学外）

「神奈川県内の大学間における大学院学術交流」参加大学院の授業科目を、履修することができる。修得した単位は増加単位となるが、本研究科教授会の承認を得れば、上記（5）の単位の通算で 15 単位を限度として自コースの選択科目の単位とすることができる。

〔受講にあたっての注意事項〕

- 詳細については、学務部教育企画課大学教育係（045-339-3107）に直接問い合わせること。

5. 成績の評価

（1）成績評価の基準

学業成績は、試験の成績、レポートなどを考慮して決定される。

本学では授業の成績評価に 5 段階の成績評価グレード（秀、優、良、可、不可）を用い、「可」以上を修得すると所定の単位が与えられる。授業における成績評価は、履修目標、到達目標に準じて行われ、履修目標、到達目標と成績グレードの関係は以下に示す「成績評価の基準表」で表される。ただし、5 段階の成績グレードで評価し難い授業科目については「合格」「不合格」で表し、「合格」を修得すると所定の単位が与えられる。

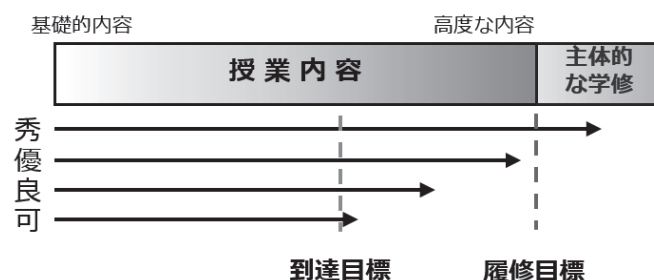
成績評価の基準表

成績グレード	秀	優	良	可	不可
基準	履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標を達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を達成している	到達目標を達成していない

履修目標：授業で扱う内容（授業のねらい）を示す目標である。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要とする。

到達目標：授業を履修した人が最低限身につける内容を示す目標である。履修目標を達成するには、さらなる学修を必要とする。

※履修目標、到達目標と成績グレードとの関係



(2) GPAについて

GPA (Grade Point Average) は、履修した科目の評価をGP (Grade Point) に置き換え、GPに履修した単位数を乗じた総和を履修登録の総単位数で除して算出される。

GPAが2.0以上が修了要件である。

成績グレード	合格				不合格
	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
GP	4.5	4	3	2	0

$$\text{GPA} = \frac{\text{総和 (GP} \times \text{単位数)}}{\text{履修科目単位数}}$$

ただし、下記の科目はGPAに算入されない。

- ① 教育学部開講の科目で、大学院修了単位に算入しない科目（学部科目のうち単位数を半減しない科目）
- ② 入学前既修得単位として認定された科目
- ③ 他大学大学院開講科目で単位認定された科目
- ④ 「合格」「不合格」で評価される授業科目

6. 修士論文

(1) 学位論文に係る評価基準

学位論文に係る評価に当たっての基準は、次のとおりとする。

- ① 学術論文としての体裁（問題、目的、方法、結果、考察、引用文献など）が整っていること。
- ② 複数の実証的研究（データ）に基づいて執筆されていること
- ③ 文献レビューのみでなく学術研究として新規性を有すること
- ④ 論文として整合性があること
- ⑤ 資料やデータの整理と考察が十分であり、結論までの論述が論理的であること
- ⑥ 引用規則、研究倫理が守られていること

(2) 審査委員の体制

学位論文審査委員会は、学位規則第12条の規定に基づき学位論文を提出した当該学生の指導教員及び関連する授業科目の教授2人以上又は学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上をもって構成する。ただし、教授会が必要であると認めたときは、関連する授業科目の教授2人以上のうち、1人は准教授をもって当てることができる。また、教授会が学位論文の審査のため必要であると認めたときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

審査委員会の構成 (①又は②)	① 指導教員1人及び関連する授業科目の教授2人以上 (ただし、関連する授業科目の教授1人は准教授でも可。)
	② 学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上

(3) 審査の方法

1年次に取り組んだ専攻共通科目「教育支援デザイン」における研究テーマを、2年次においてより高度化、深化、発展させる形で、各自「課題研究」に取り組み、修士論文の研究を完成させる。研究の成果については公表をするものとし、修了にあたっては、修士論文の研究に関して審査を受け、最終試験に合格することを要件とする。

心理支援コースにおいては、修士論文は、学校教育との関連をもった心理学、心理支援にかかわる研究とする。日本語教育コースにおいては、日本語教育にかかわる研究とする。

7. 諸資格

(1) 心理支援コースで取得できる資格

心理支援コースのカリキュラムは、大学院における公認心理師となるための科目として公認心理師法施行規則で定めるものに対応している。そのため、自身が卒業した学部において公認心理師法で規定される所定条件を満たし、かつ、本コースにおける所定条件を充足した修了生は、修了後に公認心理師試験の受験資格を得ることができる。所定条件等詳細は当該コースに確認すること。さらに、学校心理士認定運営機構による学校心理士の資格申請を満たす科目となっており、指定の科目を履修し、単位を取得して修了した修了生（含修了見込み者）は、学校心理士認定運営機構が実施する審査に申請を行うことができる。実際に資格を取得するためには、学校心理士認定運営機構が実施する審査に合格する必要がある。

*公認心理師カリキュラムについては、厚生労働省に確認申請中です。

(2) その他

「4. 履修基準・履修方法等」(5)①bの基準に沿って学部授業を履修し、教育職員免許状（一種免許状、二種免許状）取得のための単位に充てることができる。ただし、指導教員と相談の上、大学院の授業・研究に支障をきたさない範囲で履修すること。

また、一種免許状、二種免許状の取得は正規課程として位置づけられているものではなく、本研究科教育支援専攻として取得を保証するものではない。大学院と学部授業の時間割の重複、学部授業の履修には指導教員と当該授業担当教員の承諾が必要なこと、履修制限、一種免許状、二種免許状取得に係る不足単位数が本研究科教育支援専攻で履修できる学部授業の単位数を超えている、取得希望の免許・教科の科目が学部で開講されていないなどにより、希望の一種免許状、二種免許状を取得できない場合がある。十分注意し、個人の責任において履修すること。

8. 開設授業科目

専攻共通授業科目

●専攻共通科目（全コース必修科目）

授業科目	単位数
教育支援デザイン	4

心理支援コース授業科目

●心理支援コース必修科目「臨床研究に関する科目群」

授業科目	単位数
課題研究Ⅰ	2
課題研究Ⅱ	2

●心理支援コース選択科目「臨床研究に関する科目群」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	2	臨床心理学特論Ⅰ	2
教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	2	臨床心理学特論Ⅱ	2
教育心理学特論	2	家族関係・集団・地域社会における心理支援にする	2
心理学研究法特論	2	理論と実践	
心理統計法特論	2	心の健康教育に関する理論と実践(学校保健学講義)	2
福祉分野に関する理論と支援の展開	2	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
社会心理学特論	2		

●心理支援コース選択科目「臨床実践の基礎に関する科目群」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ	2	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	2
心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ	2	投影法特論	2
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	心理支援に関する理論と実践	2
保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	2	心理教育的アセスメント基礎実習	2

●心理支援コース選択科目「臨床実践科目群」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
教育臨床実践研究	2	心理実践実習 c（教育分野）	2
心理実践実習 a（短期医療分野）	2	心理実践実習 d（福祉分野）	2
心理実践実習 b（長期医療分野）	6		

日本語教育コース授業科目

●日本語教育コース必修科目「日本語教育の実践と研究の統合科目群」

授業科目	単位数
日本語教育インターンⅠ	2
日本語教育インターンⅡ	2

●日本語教育コース必修科目「総合研究科目群」

授業科目	単位数
課題研究	4

●日本語教育コース選択科目「日本語教育の内容と開発科目群」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本語教授法講義Ⅰ	2	日本語教育学研究演習Ⅱ	2
日本語教授法講義Ⅱ	2	日本語教育学講義Ⅰ	2
日本語教授法演習Ⅰ	2	日本語教育学講義Ⅱ	2
日本語教授法演習Ⅱ	2	日本語教育学演習Ⅰ	2
日本語教育学研究講義Ⅰ	2	日本語教育学演習Ⅱ	2
日本語教育学研究講義Ⅱ	2	日本語教育特論	2
日本語教育学研究演習Ⅰ	2		

●日本語教育コース選択科目「教育支援に関する心理科目群」

授業科目	単位数	授業科目	単位数
臨床心理学特論Ⅰ	2	社会心理学特論	2
心理支援に関する理論と実践	2	教育心理学特論	2
心理統計法特論	2	教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	2

9. 教員紹介

次頁以降、教育支援専攻担当教員を紹介する。表の見方は下記のとおり。なお、令和3年度末で退職する予定の教員については、教員名の左に★印を付している。

教員氏名	(教員名)	(英文名)
コース名	(教員が所属するコース名)	
担当科目	(教員が2年間で担当する全授業科目名)	
専 門	(教員の専門)	
私の教育支援デザイン	① (所属コースならびに対応できる教育支援デザインに各自の ② 専門がどのように繋がるのか等、教員のアピールを複数項目 ③ で示している)	

教員氏名	有元 典文	Arimoto Norifumi
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、教育臨床実践研究専門、教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ、課題研究Ⅰ/Ⅱ	
専 門	教育心理学、学習環境のデザイン	
私の教育デザイン	① 発達環境デザイン：学校の先生方・児童生徒たちと、また、さまざまな学習場面の参加者・指導者と共同で、皆がたがいの発達を支え合う学習環境のデザインに取り組む。 ② 教育実習における省察ツール開発と指導（実習手伝います！） 教育実習指導の支援 看護実習指導者の支援 [成果物：教育実践力を形成するための「実践の省察ツール」開発の萌芽的研究]、2010] ③ 状況的学習論の視点からの授業記録と分析・助言（授業分析します！） 公立中学校における研究開発グループと共同での授業デザイン	

教員氏名	井上 果子	Inoue Kako
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、臨床心理学特論Ⅰ/Ⅱ、心理実践実習a（短期医療分野）、心理実践実習b（長期医療分野）、心理実践実習c（教育分野）、心理実践実習d（福祉分野）	
専 門	臨床心理学、精神分析学	
私の教育デザイン	① 関係性の病理：乳幼児期から成人期における関係性のゆがみや病理についての研究。家庭内外で（公私に渡って）の関係性の問題について心理学、精神分析学の視点から扱っていく研究。 ② 心理療法の実施：精神分析学理論に基づいた人格や集団や組織の査定および心理療法の実施、心理療法の指導、心理療法の研究。 ③ アウトリーチ・リエゾンの臨床支援実施：保育所や社会福祉などの組織におけるアウトリーチの臨床心理面接およびガイダンス。さらに、リエゾン支援のガイダンス。	

教員氏名	鈴木 朋子	Suzuki Tomoko
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、心理学研究法特論、心理支援に関する理論と実践、心理教育的アセスメント基礎実習、心理実践実習a（短期医療分野）、心理実践実習b（長期医療分野）、心理実践実習c（教育分野）	
実習d（福祉分野）、課題研究Ⅰ/Ⅱ		
専 門	臨床心理学、心理学史	
私の教育デザイン	① 心理検査による児童の心理特性の査定と支援 知能検査による知的能力の評価法 心理検査による発達障害や情緒障害の査定 心理検査結果の効果的な伝え方 知能検査史からみた児童評価問題 ② 子どもの発達を支える環境への支援 保護者を対象とした相談の実践 他職種を対象とした相談の実践 ③ 感情のコミュニケーションとよりよい人間関係づくり 音声による感情表現を用いたコミュニケーション 相手に伝わりやすい感情表現	

教員氏名	鈴木 雅之	Suzuki Masayuki
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、教育臨床実践研究、教育心理学特論、課題研究Ⅰ/Ⅱ	
専 門	教育心理学	
私の教育デザイン	① 教育実践との関わりを通して、基礎研究を行う テストが学習者に与える影響、効果的な学習方略、他者比較・競争の機能の検討など ② 教育心理学研究の知見を基に、実践の提案・改善を行う 効果的なテスト運用方法、学習方略の使用を促す指導法の提案など ③ 学力評価 学習者の特徴・つまづきを診断する方法、高次スキルを評価する方法の検討など	

教員氏名	高本 真寛	Takamoto Masahiro
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、社会心理学特論、産業・労働分野に関する理論と支援の展開、心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ、心理教育的アセスメント基礎実習、教育臨床実践研究、課題研究Ⅰ/Ⅱ	
専 門	臨床社会心理学、労働衛生、公衆衛生	
私の教育デザイン	① 日常ストレスの経験とストレスへの対処の適応的効果 日常ストレスと精神的健康 対処の適応的効果を規定する個人的・状況的要因の特定 ストレスへの対処と他者からのサポートの相互作用 ② 教育現場における精神衛生 教職員と児童・生徒のメンタルヘルスへの問題 教職員の過重労働と健康問題 ③ 大学生の就労と身体的・精神的健康の問題 「ブラックバイト」の実態 大学生のアルバイト就労と就学・健康の問題 若年労働者の睡眠と健康問題	

教員氏名	堀井 俊章	Horii Toshiaki
コース名	心理支援コース	
担当科目	教育支援デザイン、家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践、心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ、心理教育的アセスメント基礎実習、教育臨床実践研究、課題研究Ⅰ/Ⅱ	
専 門	学生相談、教育臨床心理学	
私の教育デザイン	① 学生相談 ・大学生の心理的課題の理解と支援 ・大学生の人間の成長の促進要因及び阻害要因の検討 ② グループアプローチ ・グループアプローチのプログラム開発 ・構成的グループエンカウンターの実践 ③ 不登校対応 ・不登校の児童・生徒・学生の理解と支援 ・不登校及びその傾向の要因分析	

教員氏名	宮戸 美樹 Miyato Miki
コース名	心理支援コース
担当科目	教育支援デザイン、教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ、心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ、投影法特論、心理教育的アセスメント基礎実習、心理実践実習a（短期医療分野）、心理実践実習b（長期医療分野）、心理実践実習c（教育分野）、心理実践実習d（福祉分野）、課題研究Ⅰ/Ⅱ
専 門	臨床心理学、社会心理学
私の教育デザイン	① 児童思春期の心理発達と社会適応支援のあり方 子供が抱える問題の本質的理解や環境調整の実践発達に沿った課題や援助方法の設定 クラス運営における子どもの理解と対応 (心理学・特別支援教育との連携) ② 臨床心理士と他職種との連携モデルの検討 相互の専門性理解と対応 効果的なコンサルテーション (あらゆる領域) ③ 心理発達及び健康への効用とユーモアへの態度 ストレス耐性としてのユーモア感覚の効用 対人コミュニケーションにおけるユーモア利用 (あらゆる領域)

教員氏名	小川 誉子美 Ogawa Yoshimi
コース名	日本語教育コース
担当科目	教育支援デザイン、日本語教育インターンⅠ/Ⅱ、日本語教育学講義Ⅰ/Ⅱ、日本語教育学演習Ⅰ/Ⅱ、課題研究
専 門	日本語学、日本語教育史、国際理解
私の教育デザイン	① 日本語教育における文法指導 日本語学の知見をもとに、第二言語としての文法教育の方法について考える。教材の中の文法記述を分析し、教材開発に求められる視点を養う。 ② 日本語教育における待遇表現の指導 日本語の待遇表現の使用実態、語用論、言語行動に関する最新の調査報告を読み、各教育現場で必要とされる教材やクラス活動をデザインする。 ③ 日本語教育史・日欧言語交流史・日本語教育の現代史 日本語学習・日本語研究を通時的に俯瞰し、推進目的や学習者・教材・教授法などの側面から各地域・各時代の特徴を探る。日本語教育の現代史の中で、各地域の言語政策を踏まえ、日本語の学習環境について知識を深める。 以上、海外の視点、学習者の視点を交え、日本語教師の役割について考える。

教員氏名	河野 俊之 Kawano Toshiyuki
コース名	日本語教育コース
担当科目	教育支援デザイン、日本語教育インターンⅠ/Ⅱ、日本語教授法講義Ⅰ/Ⅱ、日本語教授法演習Ⅰ/Ⅱ、課題研究
専 門	日本語教育
私の教育デザイン	① 日本語教育方法論 日本語教育の現状を正確に見て、より適切な指導法を検討する。また、教材のあるべき姿やその活用の仕方について考える。 日本語教育方法の改善に必要なとされる日本語教育学の現状を見て、よりよい研究が行えるようになる。 音声教育方法については特に詳細に扱う。 (日本語教育、英語教育、国語教育、教育学) ② 日本語教師養成 プレサースビス及びインサースビス日本語教師の成長の過程やその方法について検討する。 (日本語教育、教育一般) ③ 音声学 日本語音声のうち、特にプロソディーについて扱う。 (日本語教育、英語教育、国語教育)

教員氏名	橋本 ゆかり Hashimoto Yukari
コース名	日本語教育コース
担当科目	教育支援デザイン、日本語教育インターンⅠ/Ⅱ、日本語教育学研究講義Ⅰ/Ⅱ、日本語教育学研究演習Ⅰ/Ⅱ、課題研究
専 門	第二言語習得、認知言語学、年少者教育
私の教育デザイン	① 第二言語習得（文法修得と教育） ・第二言語習得の理論を学ぶ。学習者の内外要因を考慮しつつ発話を駆動するメカニズムを探る。 ・第一言語習得との比較を通して、第二言語習得の特徴を明らかにする。 ・日本語学の知見を踏まえ言語類型論的観点も取り入れながら、日本語の文法習得と教育方法を考える。 ② 認知言語学 ・日本語の多義性や語用論などの言語運用について考える。 ・認知言語学の用法基盤モデルを学び、習得メカニズム解明の手がかりとする。 ・認知言語学から日本語の特性を追究し、日本語教育への応用を考える。 ③ 年少者教育と教員養成 ・外国人児童の問題（学習言語・生活言語、アイデンティティ、異文化理解など）を明らかにし、理論と照らし合わせながら、支援方法や教員のあり方を考える。

○横浜国立大学大学院学則

(平成16年4月1日規則第202号)

改正	平成16年7月8日規則第454号	平成16年11月11日規則第472号
	平成17年1月13日規則第475号	平成17年3月31日規則第498号
	平成17年10月13日規則第21号	平成18年2月9日規則第32号
	平成18年4月13日規則第77号	平成19年2月22日規則第9号
	平成19年3月22日規則第41号	平成19年4月12日規則第87号
	平成20年2月28日規則第8号	平成20年3月27日規則第45号
	平成21年2月12日規則第1号	平成21年3月19日規則第16号
	平成22年3月26日規則第42号	平成22年11月24日規則第93号
	平成23年3月24日規則第47号	平成24年2月16日規則第28号
	平成24年4月19日規則第107号	平成24年11月26日規則第128号
	平成25年2月21日規則第8号	平成25年6月6日規則第58号
	平成26年1月23日規則第5号	平成26年3月24日規則第41号
	平成27年1月22日規則第4号	平成27年2月19日規則第9号
	平成28年7月26日規則第58号	平成28年9月15日規則第59号
	平成29年1月23日規則第2号	平成30年1月31日規則第3号
	平成30年3月19日規則第41号	平成30年9月28日規則第64号
	平成31年1月30日規則第6号	平成31年3月26日規則第35号
	令和元年6月6日規則第5号	令和元年9月12日規則第20号
	令和2年3月25日規則第55号	令和2年7月9日規則第95号
	令和2年10月8日規則第109号	

第1章 総 則

(目的)

第1条 横浜国立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(方針)

第1条の2 大学院は、前条の目的を踏まえて、大学院、研究科、学府及び学環において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- (1) 修了認定及び学位授与に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

(自己評価等)

第2条 自己評価等については、横浜国立大学学則（以下「大学学則」という。）第2条の規定を準用する。

2 教職大学院（第3条第4項及び第4条第2項の表に規定する専門職学位課程の教育学研究科高度教職実践専攻をいう。以下「専門職学位課程（教職大学院）」という。）にあっては、前項に規定するもののほか、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 教育研究活動等の状況の公表については、大学学則第2条の2の規定を準用する。

2 大学院は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価基準を公表するものとする。

(課程)

第3条 大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程（教職大学院）を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程（教職大学院）は、高度の専門性が求め

られる教員を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

(研究科、学府及び研究院)

第4条 大学院の研究科及び学府に専攻を置く。

2 大学院に置く研究科、学府、学環、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学府・学環名	専攻名	課程
教育学研究科	教育支援専攻	修士
	高度教職実践専攻	専門職学位 (教職大学院)
国際社会科学府	経済学専攻 経営学専攻 国際経済法学専攻	博士
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻 化学・生命系理工学専攻 数物・電子情報系理工学専攻	博士
環境情報学府	人工環境専攻 自然環境専攻 情報環境専攻	博士
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻 都市地域社会専攻	博士 (前期)
	都市イノベーション専攻	博士 (後期)
先進実践学環	－	修士

(注) 先進実践学環は、国際社会科学府、理工学府、環境情報学府及び都市イノベーション学府の緊密な連係及び協力の下、設置する。

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分し、博士課程前期は修士課程として取り扱うものとする。

4 大学院に次の研究院を置く。

国際社会科学研究院、工学研究院、環境情報研究院、都市イノベーション研究院

5 研究科の専攻及び研究院に置く組織は、別に定める。
(教育研究上の目的)

第4条の2 大学院に置く研究科、学府、学環並びに専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第5条 東京学芸大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施にあたっては、横浜国立大学、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の協力により実施するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の教育学部の教員とともに、本学教育学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(収容定員)

第6条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程前期の標準修業年限は2年とし、博士課程後期の標準修業年限は3年とする。ただし、教育上必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を3年とすることができる。

3 専門職学位課程（教職大学院）の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合は、研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

5 修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）には4年（修士課程若しくは専門職学位課程（教職大

学院)において第10条に規定する教育方法の特例を適用する者又は第3項ただし書で規定する者は6年)、博士課程後期には6年を超えて在学することができない。

(学年、学期及び休業日)

第8条 大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。ただし、学期及び休業日については、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、大学学則の規定にかかわらず、学長が別に定める。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第8条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文(第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成16年規則第5号。以下「組織運営規則」という。)第16条の2に規定する高等研究院、第17条の2に規定する全学機構、第18条に規定する全学教育研究施設(以下「全学教育研究施設等」)は、授業科目を開設することができる。

4 第1項及び前項の授業科目のうち、研究科、各学府及び学環に横断して開設するものを大学院全学教育科目とすることができる。

(専攻横断教育プログラム)

第8条の3 研究科及び各学府は、学生が所属する研究科及び学府又は専攻を横断する融合分野又は特定課題に関する体系的な教育プログラム(次項において「専攻横断教育プログラム」という。)を置くことができる。

2 専攻横断教育プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(副専攻プログラム)

第8条の4 研究科、各学府及び学環並びに組織運営規則第17条の2に規定する全学機構及び第18条に規定する全学教育研究施設は、研究科、各学府及び学環が編成する教育課程のほか、学生が所属する研究科、学府及び学環又は専攻に係る分野以外の特定分野若しくは特定課題又は融合分野に関する体系的な学習プログラム(以下「副専攻プログラム」という。)を置くことができる。

2 副専攻プログラムに関する必要な事項は、別に定める。
(教育方法)

第9条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院又は研究所等との協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 授業の方法については、大学学則第38条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第10条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、単位、成績評価基準等の明示等)

第11条 次に掲げる事項については、研究科、各学府又は学環において定め、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(1) 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画

(2) 授業科目の単位数及び1単位あたりの授業時間数

2 研究科、各学府又は学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告により行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法)

第12条 学生は、研究科、各学府又は学環の定めるところにより、それぞれの専攻における所要の授業科目について、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査並びに最終試験に合格(第18条第3項に規定する博士論文研究基礎力に関する試験及び審査を適用する場合は除く。)しなければならない。

2 前項において、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により、修得した単位は、認定の上15単位を超えない範囲で大学院で修得したものとみなすことができる。

4 前2項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 第3項、第12条の2第1項及び第13条第1項で修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えないものとする。

6 専門職学位課程(教職大学院)については、第3項、第5項、第12条の2第2項及び第13条第2項の規定にかかわらず、第2項、第12条の2第1項及び第13条第1項により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第12条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項(第23条の規定により準用する場合を含む。)の規定により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定及び在学期間の取扱い)

第13条 大学院に入学した者が、入学する前に大学院(他の大学院及び外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に規

定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 研究科、学府（博士課程後期は除く）及び学環は、入学前に修得した単位（入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該研究科、学府及び学環において修得したものとみなす場合であって、当該研究科、学府及び学環の教育課程の一部を履修したと認めるときは、単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該研究科、学府及び学環が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該研究科、学府及び学環に1年以上在学するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第14条 研究科、各学府及び学環は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業科目の成績）

第15条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりGP（Grade Point）を与える。

- 2 GPの利用については、研究科、各学府又は学環において別に定める。

（単位の授与）

第16条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。（教職大学院の教育方法等）

第17条 専門職学位課程（教職大学院）の教育方法等については、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第18条 修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年（1年以上2年未満の標準修業年限を定める研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA（Grade Point Average）の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA（Grade Point Average）の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 第4条の2本文及び別表第4に掲げる博士課程前期及び博士課程後期を通じて一貫した教育研究上の目的を有する場合の博士課程前期の修了要件は、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、当該課程が定める博士論文研究基礎力に関する試験及び審査に合格することとするこ

とができる。

- 4 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年（専門職学位課程（法科大学院）を修了した者にあつては2年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA（Grade Point Average）の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第1項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、前項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 6 第1項ただし書の規定に基づき、優れた研究業績により1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、第4項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から修士課程又は博士課程前期における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 7 前3項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程後期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA（Grade Point Average）の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 8 専門職学位課程（教職大学院）の修了要件については、別に定める。

（学位）

第19条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程（教職大学院）を修了した者には、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は、別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科又は各学府において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。
- 3 教育職員の免許状授与の所要資格の取得に当たっては、組織運営規則第16条に規定する教育学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

第4章 入学、休学、転学及び退学等

（入学資格）

第21条 修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学（以下この項において「大学」という。）卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活

動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学院において、外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学)

第22条 入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学については、大学学則の規定を準用する。この場合において、「転学部」とあるのは「転研究科・学府・学環」と、「転科」とあるのは「転専攻」と読み替えるものとする。

2 入学、再入学、編入学及び転入学の時期は、4月又は10月とする。

3 第1項の場合において、休学期間は、別に定める理由を除き、通算して修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程(教職大学院)にあっては2年、博士課程後期にあっては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(留学)

第23条 外国の大学院に留学を志望する者は、研究科長、学府長又は学環長を経て学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 第9条第2項の規定にあっては、外国の大学院又は研究所等に、第12条第2項及び第3項の規定にあっては、外国の大学院に留学する場合に準用する。

3 留学をした期間は、在学期間に算入する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第24条 除籍、表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第57条第2項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替えるものとする。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第25条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料は、別に定める。

(既納の授業料等)

第26条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

第27条 本章に定めるもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収等並びに徴収猶予、免除については、大学学則第72条、第73条第3項、第74条及び第75条の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第72条第1項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替え、別表第3第9項中「秋学期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」とする。」とあるのは「10月の徴収の時期前に退学する者の授業料の徴収額は、当該学期の定めに応じて別に定める。」と読み替えるものとする。

第7章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第28条 他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院等」という。)との協議により当該大学院の学生を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第29条 他の大学院等との協議により当該他の大学院等の学生を特別研究学生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)
第30条 大学院に、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生の制度を置く。

2 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。
3 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。
(法務研修生)

第30条の2 国際社会科学府法曹実務専攻を修了した者で、自己学習のために国際社会科学府の自習室等の利用を希望するものについては、別に定めるところにより、学長は、法務研修生として当該自習室等の利用を許可することができる。

2 学長は、法務研修生に関し、その事務の一部を国際社会科学府長に委任することができる。
3 前各項に定めるもののほか、法務研修生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員

(教員)

第31条 研究科、各学府及び学環の授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- この学則において、大学学則を準用する場合は、「学部」を「研究科、学府又は学環」と、「学部長」を「研究科長、学府長又は学環長」と読み替えるものとする。
- 教育学研究科学校教育専攻、保健体育専攻及び学校教育臨床専攻並びに国際社会科学府研究科経済関係法専攻並びに国際開発研究科並びに工学研究科は、学則第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻又は研究科に在学する者が当該専攻又は研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項に規定する教育学研究科の各専攻、国際社会科学府研究科経済関係法専攻及び工学研究科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成16年3月31日に現に大学院に在学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、学則第15条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学府研究科及び工学府の収容定員数は、平成16年度から平成17年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程(前期)	博士課程(後期)		専門職学位課程(法科大学院の課程)	
		平成16年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
国際社会科学府研究科	経済学専攻	38				
	国際経済学専攻	34				
	経営学専攻	54				
	会計・経営システム専攻	30				
	経済関係法専攻	26				
	国際関係法専攻	52				
	国際開発専攻		27	27		
	グローバル経済専攻		27	27		
	企業システム専攻		30	30		
	国際経済法学専攻		21	21		

工学府	法曹実務専攻				50	100
	計	234	105	105	50	100
	機能発現工学専攻	143	52	53		
	システム統合工学専攻	156	56	57		
	社会空間システム学専攻	84	33	33		
工学府	物理情報工学専攻	162	60	60		
	計	545	201	203		
合 計		1,321	483	485	50	100

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則 (平成16年7月8日規則第454号)
この学則は、平成16年7月8日から施行する。

附 則 (平成16年11月11日規則第472号)
この学則は、平成16年11月11日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日規則第475号)
この学則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第498号)
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月13日規則第21号)
この学則は、平成17年10月13日から施行する。ただし、第21条第1項第2号の改正規定は平成17年10月1日から適用し、同項第6号から第13号までの改正規定は平成17年9月9日から適用する。

附 則 (平成18年2月9日規則第32号)
1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成18年2月16日から施行する。
2 この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学府研究科博士課程(後期)及び環境情報学府の収容定員数は、平成18年度から平成19年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程(前期)	博士課程(後期)	
		平成18年度	平成18年度	平成19年度
国際社会科学府研究科	国際開発専攻		25	23
	グローバル経済専攻		27	27
	企業システム専攻		32	34
	国際経済法学専攻		21	21
	計		105	105
環境情報学府	環境生命学専攻	68	45	45
	環境システム学専攻	80	48	48
	情報メディア環境学専攻	70	45	45
	環境マネジメント専攻	31	26	13
	環境イノベーションマネジメント専攻	10	5	10
	環境リスクマネジメント専攻	28	9	18
	計	287	178	179
	合 計	1,309	487	488

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 環境情報学府環境マネジメント専攻は、改正後の学則第4条第2項及び第6条別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項に規定する環境情報学府環境マネジメント専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成18年4月13日規則第77号）

この学則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月22日規則第9号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第41号）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、工学府の収容定員の数は、平成19年度から平成20年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 及び 博士課程 (前期)	博士課程 (後期)	
		平成19年度	平成19年度	平成20年度
工学府	機能発現工学専攻	159	48	42
	システム統合工学専攻	166	51	45
	社会空間システム学専攻	103	32	31
	物理情報工学専攻	188	56	52
	計	616	187	170
合 計		1,384	471	455

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則（平成19年4月12日規則第87号）

この学則は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月28日規則第8号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第45号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日規則第1号）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に現に大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了要件については、改正後の学則第18条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規則第16号）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日以前に工学府機能発現工学専攻及びシステム統合工学専攻に入学し、在学する者（以下この項に

おいて「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月26日規則第42号）

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に現に教育学研究科障害児教育専攻に入学し、在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の専攻名称については、改正後の学則第4条2項、第4条の2別表第4、第6条別表第1及び第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項に規定する教育学研究科障害児教育専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 平成22年3月31日に現に法科大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）、平成22年度入学の法学既修者及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の学則第7条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科法曹実務専攻の収容定員の数は、平成22年度から平成23年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成22年度	平成23年度
国際社会科学 研究科	法曹実務専攻	140	130
	計	140	130
合 計		140	130

附 則（平成22年11月24日規則第93号）

- この学則は、平成22年11月24日から施行する。
- この学則の施行の日の前日までに休学を許可された者の休学期間の通算にあっては、改正後の第51条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月24日規則第47号）

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 教育学研究科学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 工学府社会空間システム学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、在学者並びに博士課程（前期）においては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、及び博士課程（後期）においては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学者等が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践専攻、学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、

自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻並びに工学府社会空間システム学専攻並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻及び情報メディア環境学専攻並びに都市イノベーション学府の各専攻の収容定員の数は、平成23年度及び平成24年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程 (前期)	博士課程 (後期)	
		平成23年度	平成23年度	平成24年度
教育学研究科	教育実践専攻	人 100	人	人
	学校教育臨床専攻	9		
	学校教育専攻	16		
	特別支援教育専攻	8		
	言語文化系教育専攻	20		
	社会系教育専攻	15		
	自然系教育専攻	25		
	生活システム系教育専攻	14		
	健康・スポーツ系教育専攻	8		
	芸術系教育専攻	15		
	計	230		
工学府	機能発現工学専攻	186	36	36
	システム統合工学専攻	189	39	39
	社会空間システム学専攻	61	20	10
	物理情報工学専攻	229	48	48
	計	665	143	133
環境情報学府	環境生命学専攻	73	42	39
	環境システム学専攻	80	42	36
	情報メディア環境学専攻	80	42	39
	環境イノベーション マネジメント専攻	21	15	15
	環境リスクマネジ メント専攻	65	27	27
	計	319	168	156
都市イノベ ーション学府	建築都市文化専攻	68		
	都市地域社会専攻	37		
	都市イノベーション専攻		12	24
	計	105	12	24
合 計		1,535	428	418

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

5 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年2月16日規則第28号)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科博士課程(前期)経営学専攻及び会計・経営システム専攻の収容定員の数は、平成24年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 (前期)
国際社会科学研究科	経営学専攻	66
	会計・経営システム専攻	30

附 則 (平成24年4月19日規則第107号)

この学則は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月26日規則第128号)

この学則は、平成24年11月26日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日規則第8号)

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 国際社会科学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成25年3月31日に現に在学する者(以下「在学者」という。)並びに博士課程前期においては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、及び博士課程後期においては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科及び国際社会科学府の各専攻の収容定員の数は、平成25年度及び平成26年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	博士課程 前期	博士課程 後期		専門職学位 課程 (法科大学院)	
		平成 25年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 26年度
国際社会科 学研究科	経済学専攻	19				
	国際経済学専攻	17				
	経営学専攻	36				
	会計・経営シ ステム専攻	12				
	国際関係法専攻	24				
	国際開発専攻		14	7		
	グローバル経 済専攻		18	9		
	企業システム 専攻		24	12		
	国際経済法学 専攻		14	7		
	法曹実務専攻				80	40
	計	108	70	35	80	40
国際社会科 学府	経済学専攻	38	10	20		
	経営学専攻	50	12	24		
	国際経済法学 専攻	25	8	16		
	法曹実務専攻				40	80
	計	113	30	60	40	80
合 計		1,621	403	398	120	120

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する国際社会科学研究科の在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2項に規定する国際社会科学研究科の在学者並びに再入学者等については、当該研究科を修了するため必要な教育課程の履修を国際社会科学府において行うものとし、国際社会科学府はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、国際社会科学府の定めるところによる。

附 則（平成25年6月6日規則第58号）
この学則は、平成25年6月6日から施行する。

附 則（平成26年1月23日規則第5号）
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第41号）
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則**（平成27年1月22日規則第4号）
- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 平成27年3月31日に現に国際社会科学府国際経済法学専攻博士課程前期に在学する者に係る教育研究上の目的は、改正後の第4条の2別表第4の規定に関わらず、なお従前の例による。

- 附 則**（平成27年2月19日規則第9号）
- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 - この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学府法曹実務専攻の収容定員の数は、平成27年度から平成28年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成27年度	平成28年度
国際社会科学府	法曹実務専攻	105	90
	計	105	90
合 計		105	90

附 則（平成28年7月26日規則第58号）
この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月15日規則第59号）
この学則は、平成28年9月15日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

- 附 則**（平成29年1月23日規則第2号）
- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
 - この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科の各専攻の収容定員の数は、平成29年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程 (前期)	専門職学位 課程
教育学研究科	教育実践専攻	185	
	高度教職実践専攻		15
	計	185	15
合 計		185	15

附 則（平成30年1月31日規則第3号）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 工学府は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に現に在学する者（以下この附則において「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、及び博士課程後期においては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下この附則において「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成16年規則第5号）第11条第7項により置くものとされた工学府長は、同条同項の規定にかかわらず、理工学府長をもって充てる。
- 環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、理工学府及び工学府の各専攻並びに環境情報学府人工環境専攻、自然環境専攻及び情報環境専攻並びに環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻の収容定員の数は、平成30年度から平成31年度までの間にあっては、次の通りとする。

研究科・学府名	専攻名	博士課程 (前期)	博士課程（後期）	
		平成30年度	平成30年度	平成31年度
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	109	11	22
	化学・生命系理工学専攻	107	12	24
	数物・電子情報系理工学専攻	146	18	36
	計	362	41	82
工学府	機能発現工学専攻	99	24	12
	システム統合工学専攻	101	26	13
	物理情報工学専攻	122	32	16
	計	322	82	41
環境情報学府	人工環境専攻	75	15	30
	自然環境専攻	33	6	12
	情報環境専攻	65	12	24
	環境生命学専攻	40	24	12
	環境システム学専攻	40	20	10
	情報メディア環境学専攻	45	24	12
	環境イノベーションマネジメント専攻	11	10	5
	環境リスクマネジメント専攻	37	18	9
	計	346	129	114
合計		1,030	252	237

- 第2項及び第3項に規定する在学者及び再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月19日規則第41号）

- この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 平成30年 3 月31日に現に国際社会科学府経営学専攻に在学する者に係る当該所要資格を取得できる教員職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの入学者（再入学又は転入学の者を除く）については改正後の学則を適用する。
- 平成30年 3 月31日に現に国際社会科学府経済学専攻及び国際経済法学専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日の間に在学者の属する年次に再入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 9 月28日規則第64号）

この学則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 1 月30日規則第 6 号）

- この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 平成31年 3 月31日に現に都市イノベーション学府建築都市文化専攻及び都市地域社会専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日の間に在学者の属する年次に再入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月26日規則第41号）

この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 6 日規則第 5 号）

- この学則は、令和元年 6 月 6 日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。
- 国際社会科学府法曹実務専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日に現に在学する者（以下この附則において「在学者」という。）並びに平成31年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日までの間に在学者の属する年次に再入学及び転入学する者（以下この附則において「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学府法曹実務専攻の収容定員の数は、令和元年度から令和 2 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 （法科大学院の課程）	
		令和元年度	令和 2 年度
国際社会科学府	法曹実務専攻	50	25
	計	50	25
合 計		80	55

（注）この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 第 2 項に規定する在学者及び再入学者等の教育に関し必要な事項は、改正後の第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 4 条の 2 別表第 4、第 7 条、第17条、第18条、第19条、第22条及び第25条別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月12日規則第20号）

この学則は、令和元年 9 月12日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日規則第55号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 9 日規則第95号）

この学則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月 8 日規則第109号）

この学則は、令和 2 年10月 8 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

- この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育学研究科教育実践専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育学研究科の各専攻の収容定員の数は、令和 3 年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程 （前期）	専門職 学位課程
教育学研究科	教育実践専攻	85	
	高度教職実践専攻		15
	計	85	15
合 計		85	15

別表第 1（第 6 条関係）

研究科・学府の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 （前期）		博士課程 （後期）		専門職 学位課程	
		収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
教育学研究科	教育支援専攻	人 32	人 16	人	人	人	人
	高度教職実践専攻					120	60
	計	32	16			120	60
国際社会科学府	経済学専攻	90 【14】	45 【7】	30	10		
	経営学専攻	114 【14】	57 【7】	36	12		
	国際経済法学専攻	60 【10】	30 【5】	24	8		
	計	264 【38】	132 【9】	90	30		
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	224 【6】	112 【3】	33	11		
	化学・生命系理工学専攻	214	107	36	12		
	数物・電子情報系理工学専攻	296 【4】	148 【2】	54	18		
	計	734 【10】	367 【5】	123	41		

環境情報 学府	人工環境専攻	156 【6】	78 【3】	45	15		
	自然環境専攻	70 【4】	35 【2】	18	6		
	情報環境専攻	138 【8】	69 【4】	36	12		
	計	364 【18】	182 【9】	99	33		
都市イノ ベーショ ン学府	建築都市文化専攻	144 【8】	72 【4】				
	都市地域社会専攻	84 【10】	42 【5】				
	都市イノベーション 専攻			36	12		
	計	228 【18】	114 【9】	36	12		
先進実践学環		84	42				
合 計		1,622	811	348	116	120	60

別表第2（第20条関係）

研究科・学府	専攻	免許状の種類	教科・特別支援教育領域
教育学研究科	高度教職実践 専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 保健、技術、家庭、職業、 職業指導、英語、ドイツ 語、フランス語、中国語、 スペイン語、韓国・朝鮮 語、アラビア語、宗教
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 工芸、書道、保健体育、 保健、看護、家庭、情報、 農業、工業、商業、水産、 福祉、商船、職業指導、 英語、ドイツ語、フラン ス語、中国語、スペイン 語、韓国・朝鮮語、アラ ビア語、宗教
		養護教諭専 修免許状	
		栄養教諭専 修免許状	
		特別支援学 校教諭専修 免許状	知的障害者、肢体不自由 者、病弱者
理工学府	化学・生命 系理工学専 攻	中学校教諭 専修免許状	理科
		高等学校教諭 専修免許状	理科
	数物・電子 情報系理工 学専攻	中学校教諭 専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭 専修免許状	数学、理科

環境情報学府	人工環境専攻	中学校教諭 専修免許状	理科
		高等学校教諭 専修免許状	理科
	自然環境専攻	中学校教諭 専修免許状	理科
		高等学校教諭 専修免許状	理科
	情報環境専攻	中学校教諭 専修免許状	数学
		高等学校教諭 専修免許状	数学

別表第3（第25条、第26条関係）

1 検定料及び入学料の額

区 分	検定料	入学料
研究科・学府・学環	30,000円	282,000円

- 大学院の研究科・学府・学環の修士課程又は博士課程前期若しくは専門職学位課程（教職大学院）を修了し、引き続き博士課程後期に進学する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- 相互に検定料及び入学料を徴収しないものとする大学間協定に基づき、当該協定を締結した国立大学の大学院から本学の大学院に転入学を志望する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- 本学と協定を締結している神奈川県内の地方公共団体から職務命令により本学の研究科等に入学を志望する者（職務命令によらない場合であっても、それに相当すると認められる場合を含む。）については、検定料は徴収しないものとする。
- 国立大学法人横浜国立大学附属学校教職大学院研修員規則（平成16年規則第375号）に基づき本学の研究科に入学を志望する者については、検定料は徴収しないものとする。

- 英語による教育で学位を取得できる教育プログラムのうち、学長が定めるものに係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、5,000円とする。

3 授業料の額

区 分	年 額
研究科・学府・学環	535,800円

- 標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して修了をすることを認められた者等に係る授業料の額は、大学学則第71条別表第3の5から9の定めを準用する。この場合、「卒業」とあるのを「修了」と、「修業年限」とあるのを「標準修業年限」と読み替えるものとする。
- 寄宿料については、大学学則第71条別表第3の10及び11の定めを準用する。

別表第4（第4条の2関係）

研究科・学府 名、専攻名	教育研究上の目的
教育学研究科	教育学研究科では、グローバル社会とダイバーシティ、複雑化する学校教育の諸課題に対応しうる、教育現場等における心理的支援を担う人材、共生社会への前向きな意識をもった日本語教育に精通する人材及び神奈川県を中心とした地域の教育における質の高い高度専門職業人としての教員等を養成することを目的とする。

教育支援専攻	(修士課程) 学校及び社会における課題や子どもたちを取り巻く現状に対して、心理学または日本語教育の専門性を有し、学校教育における子どもや保護者に対する支援を行うことのできる人材の養成を目指す。このため、最先端の学問の追求を行うとともに、多様な教育に関する諸問題の原因究明と解決への方策に資する教育研究を行う。
	高度教職実践専攻 (専門職学位課程(教職大学院)) 複雑な教育課題が山積する学校現場において、教職に関する高度な専門性を有し、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の育成と、確かな学力とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を目指す。このため、教育委員会や学校等との連携により、学校内、学校間、地域と協働して教育活動の質を高める実践的問題解決能力を養うための教育研究を行う。
	国際社会科学府 (博士課程前期) 経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した高度な専門性を養うため、各専攻ではコア科目を設置し、コースワークを整備して専門的基礎的能力を高め、あわせて各専攻に共通の「学府共通科目群」を設置することで、融合性と国際性の実践的能力を涵養し、系統的な指導体制で社会系の高度専門実務家を育成することを目的とする。 (博士課程後期) 博士課程前期との一貫した改革を進め、経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した専門性を一層高度化するため、各専攻では高度な専門教育のための講義を配置するとともに、専攻横断型の日本語プログラムと英語プログラムを配置し、融合性と国際性の需要に適切に対応し、博士論文執筆に至る系統的な指導体制の構築により、グローバルな視野を備えた高度専門実務家と研究者を育成することを目的とする。
経済学専攻	(博士課程前期) 日本と世界が直面する経済社会問題を、経済学の高度な分析手法によって解明するための専門能力を修得させることを目的とする。そのために、1年次には経済学研究に不可欠なコア科目を履修させ、それを基礎に、より専門的科目を1・2年次に履修できるよう科目を配置することで、確かな基礎力と理論・実証分析の応用力を培う。また、英語プログラムを設置し、アジアや他の途上国から大学院生を受け入れて教育することで、経済学の専門性を修得した人材を求める同諸国の社会的ニーズに応える。 (博士課程後期) 現代の経済社会問題を経済学によって分析する能力を有した高度専門家・研究者の養成を目的として、組織的な指導体制に基づく大学院教育を実施する。そのために、高度な専門教育を行う講義を配置するとともに、英語プログラムと専攻横断型の日本語プログラムを配置する。これらを通じて、アジアや他の途上国の経済発展等を背景に高まる社会的ニーズに対応した、経済学の高度な専門能力を有する人材を養成する。 (博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 社会的ニーズに対応した専門能力を持つ人材を、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫して養成することを目的とする。本コースでは修士論文の作成に代えて、①経済学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問との2段階による試験を実施する。
	経営学専攻 (博士課程前期) 経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム科学分野の3領域に区分し、適切かつ多様な研究アプローチが取れる大学院教育を実施し、グローバル化、多様化する現代社会の現状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づき分析・検討を行う能力を修得させる。 (博士課程後期) 経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム科学分野の3領域に区分し、各研究領域を明確にするとともに、それら各領域を横断する融合的な教育を実施する。このことにより、グローバル化、多様化する現代社会の現状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づく分析・検討から、国際的に活躍できる高度な能力を修得させる。 (博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①経営学および関連諸科学に属する分野の高度な研究の基礎となる専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②当該分野における専門的研究の展開能力に関する口頭試問との2段階による試験を実施する。これにより、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した、社会ニーズに対応した専門性をもつ人材養成を行う。
理工学府	国際経済法学専攻 (博士課程前期) グローバル化した現代の法化社会現象について、法学・政治学に基づき分析を行い、多様かつ高度な学術的研究を背景とした実践的、先端的な専門知識を習得させることを目的とする。さらに、法整備支援、法と公共政策及びインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。 (博士課程後期) グローバル化した現代の法や政治の諸課題を法学によって分析する高度な専門教育を実施し、法学・政治学に基づき分析を行う国際的に通用する高度な能力を身につけた専門家・研究者、実務家を養成することを目的とする。 博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①法学・政治学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問の2段階による試験を実施し、社会ニーズに対応した専門性を強化された、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した人材養成を行うことを目的とする。
	(博士課程前期) 実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成することにより、ものづくりを中心とした産業を更に強化・発展させる。 理工学府博士課程前期では、自らの専門分野における専門科目で培われる知識と能力に加え、理工系人材の基盤となる情報数理系科目、学府共通科目、専攻共通科目の修得などによる基盤的学術に関する幅広い教育と、独創的な技術と知の創造を可能にする研究活動を通じて、「自ら課題を探索し、未知の問題に

	対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決し得る高度専門職業人」としての技術者・研究者を育成する。 (博士課程後期) 実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成することにより、ものづくりを中心とした産業を更に強化・発展させる。 理工学府博士課程後期では、「自ら探求し発見した課題に対し、科学と技術に関する先進的な研究活動を通して幅広い視野から判断を下した解決をもって、広く社会に受容される発信能力により学術と産業の開拓を先導できる人材を育成する。すなわち、イノベーションの創出と発展を担う創造性豊かな高度専門職業人のリーダー人材」を育成する。	
機械・材料・海洋系工学専攻	(博士課程前期) 機械工学、材料工学、船舶海洋工学、航空宇宙工学は、基本原理に立脚した要素技術を組み合わせて高度なシステムや高機能の材料を作り上げる工学である。そのため本専攻では、基本原理の理解と応用のための理学的センスの教育及び技術革新のグローバル化への適応力の育成を強化し、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合して高度なシステムや高機能の材料を生み出す教育と研究を行い、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。 (博士課程後期) 機械工学、材料工学、船舶海洋工学、航空宇宙工学では、ミクロからマクロにわたる物理現象の解析を基礎として、マイクロマシンから大型構造物まで、高度なシステムを総合的に設計する基盤的科学技術の研究、固体材料の有する力学的特性などの種々の特性の起源に係わる物性論に立脚した、地球と調和した機能及び構造物の開発並びにこれら材料の製造・加工方法の研究、海洋空間におけるエネルギー利用や移動体・構造物の設計に関わるマクロエンジニアリング的アプローチによる海洋空間利用システムの研究等を通して教育を行い、実践的な高度技術者・研究者のリーダーとしてグローバルに活躍できる創造的な人材を養成する。	(博士課程後期) 原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって現れる機能が大きく変化する。そのためその構造-機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用し、多種多様な情報を統合して新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なく効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。食料問題や生命・医療などのグローバルな課題の解決に生命現象の解明と応用が必要である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、それらの製造や利用プロセスの開発、生命現象の解明と応用などを通し、物質と生命の課題を発見し地球環境に配慮して効率的に解決できる創造的な人材を育成する。
	(博士課程前期) 社会を一変させた目覚ましい情報・通信技術の革新は、電気・電子・通信・情報工学の著しい深化によりもたらされた。新しいパラダイムシフトやイノベーションの創出と実現のためには、数理科学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められている。 数物・電子情報系理工学専攻（博士課程前期）の人材養成目的は、数理科学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの幅広い分野での教育・研究を通じて、実践的な技術者、研究者としてグローバルに活躍のできる創造的な人材の育成である。 (博士課程後期) 数理科学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められているのは博士課程前期と同様であるが、博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、先導的に数理科学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの分野における学術・産業の創出、発展を担い、激変する知識基盤社会・高度情報化社会の諸問題を創造的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。	数物・電子情報系理工学専攻
化学・生命系理工学専攻	(博士課程前期) 現代の物質文明は、創造的自然科学に基づいた機能材料の開発とそれを活用する技術開発の総合的で高度な科学技術を基盤として発展している。その持続的発展のためには、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となり、従来の化学にかかわる学問体系を超え、数理や情報等も含めた総合的な体系が必要である。化学・生命系理工学専攻では、化学と生命を中心に据え、自然の真理追究・ものづくり・エネルギー・生命に関連する広範な課題に原理原則と情報を活用して総合的に対処できる基礎力と総合力を持ち、進化する科学技術に対応できる、国際的な視野を持った人材を育成する。	環境情報学府
	(博士課程前期) 環境と情報を基軸とした学際的な文理融合的視座を持ち、環境や社会に対する総合的な理解のもとで、人工環境、自然環境、情報環境に関する自らの専門的な知識と技能を活用して、安心・安全な持続可能社会を構築する上で必要な課題を自ら発見し、解決への道筋を生み出すことのできる高度専門職業人を育成する。 (博士課程後期) 人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決するにとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材を育成する。	

人工環境専攻	(博士課程前期) 創生すべき持続可能社会では、第一義的には、人工物で構築された環境とそこで協働しながら生活する人々が作り上げる社会とで構成されている。本専攻では、その持続可能社会における安心・安全を確保するための先端的かつ実践的な工学的な技術に加え、それを社会実装する上で解決すべき問題などを探求できる人材を育成する。
	(博士課程後期) 産業プラント、インフラ、地域社会など、持続可能社会における安心・安全を確保するための工学的技術やそれを社会実装するための方法に関する先端的な知識と技能を備えた上で、様々な専門分野の知見やステークホルダーにも配慮して、社会における安心・安全を確保する新しいシステムやサービスを生み出し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
	自然環境専攻 (博士課程前期) 人間社会は、いうまでもなく自然環境という土台の上に構築される。それを持続可能なものにするためには、自然環境の持続可能性や安全確保に関する知見が必要である。本専攻では、中長期的な生態系の持続可能性のみならず、地球史的な環境の変化に対する理解から地域住民との関わりまでを視野に入れた知識と技能を修得した人材を育成する。
情報環境専攻	(博士課程後期) 中長期的な生態系の持続可能性、地球史的な環境の変化、自然環境と地域住民との関係などに関する先端的な知識と技能を備えた上で、生態系の保全・回復、自然災害対策、地球規模の課題解決のための設計・計画に関与し、自然環境における安心・安全につながるイノベーションの創出を実践し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
	(博士課程前期) 持続可能社会における安心・安全を確保するためには、私たちを取り巻く情報の在り方、つまり「情報環境」に目を向ける必要がある。本専攻では、先端的な情報技術や情報システムのセキュリティのみならず、大量の情報に向き合う人間の有り様に対する理解や数理的なデータ解析の方法にも精通した人材を育成する。
	(博士課程後期) 情報セキュリティ、IoT、AI、ビッグデータ解析など、情報技術と数理科学に関する先端的な知識と技能を備えた上で、「情報」が生み出す新しい社会的な価値と意味を理解し、それを現実社会におけるシステムやサービスの創出につなげ、さらに新しい情報技術や数理科学的解析手法を開発し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
都市イノベーション学府	(博士課程前期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を提案することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、持続的に実践できる高度職業人を養成する。

建築都市文化専攻	(博士課程前期) 日本を代表する都市であり、実験都市ともいえるべき特徴を持つユニークな都市である横浜を教育研究の中心的なフィールドにして、都市をめぐる問題の所在について十全な知識を持ち、スタジオ教育で実践的な能力を養い、都市の将来を担いうる説得力ある空間を提案し、また都市で先進的な芸術活動を持続的に支援する人材を養成する。 (建築都市文化コース) 建築、都市、文化に関わる諸領域で、それぞれの領域の先端的な研究についての十全な知識を有し、実践的な研究によって、その成果を都市のイノベーションとして成立させ得る人材を養成する。 (建築都市デザインコース) 徹底したスタジオ教育によって先鋭的な都市と建築の現在を学び、その多様なデザインや可能性を身に付け、その成果を、都市における創造活動に相応しい新たな可能性を持った有効な空間として提案できる人材を養成する。 (横浜都市文化コース) 文化芸術の力によって都市を再生する方法をスタジオ教育によって身に付け、時代と空間に適した新たな創造活動としての芸術を提案することで、都市のイノベーションを持続的に実践しうる人材を養成する。
都市地域社会専攻	(博士課程前期) 日本及び新興・途上国等の都市問題解決や地域社会発展に、中央政府、地方行政、国際協力組織、民間企業、NGOといった組織で、指導的立場から貢献できる人材を養成する。 (都市地域社会コース) 都市問題解決や地域社会の発展のために、土木や地域社会の知識をもって、持続可能で創造的な方法を実践的に提案できる人材を養成する。 (国際基盤学コース) スタジオ教育を大幅に採用することで、都市基盤についての有効な知識を、主に新興・途上国の都市の問題の解決のために実践的かつ創造的に活用できる人材を養成する。 (インフラストラクチャー管理学コース) 英語による留学生プログラムとして、世界銀行から政策的留学生を受け入れてきた国際開発協力を目的とするプログラムを通じ、主に途上国からの実務家に対してインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。
都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻	(博士課程後期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を併せ持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を実践的に再構築することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、組織できるリーダーになる高度職業人を養成する。
先進実践学環	(修士課程) 数理・データサイエンスなどに関する理系的な素養を身に付け、社会科学的な知識を体得し、Society 5.0の構築や普及の様々な場面で活躍する人材を養成する。

○横浜国立大学大学院教育学研究科規則

(平成16年4月1日規則第603号)

改正	平成17年3月10日規則第902号	平成18年3月31日規則第60号
	平成19年3月15日規則第26号	平成19年3月30日規則第82号
	平成20年3月14日規則第27号	平成20年3月31日規則第71号
	平成21年3月19日規則第17号	平成21年3月31日規則第61号
	平成22年3月31日規則第55号	平成23年3月24日規則第26号
	平成23年3月31日規則第68号	平成25年3月28日規則第47号
	平成26年3月31日規則第52号	平成27年1月22日規則第4号
	平成29年2月9日規則第25号	

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国立大学大学院学則(平成16年規則第202号。以下「大学院学則」という。)第11条、第12条、第17条及び第18条の規定に基づき、横浜国立大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)における授業科目、単位、履修方法及び修了等について定めるものとする。

(専攻)

第1条の2 研究科に、次の専攻を置く。

教育実践専攻

高度教職実践専攻

(授業科目及び単位)

第2条 教育支援専攻における各コースの授業科目は、専攻共通科目、コース専門科目及び課題研究とする。

2 高度教職実践専攻における授業科目は、共通科目、プログラム共通選択科目、プログラム別選択科目、附属学校教員特別プログラム専門科目、学校実習科目及び課題研究とする。

3 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、教育学研究科長(以下「研究科長」という。)が別に定める。

4 研究科における授業科目の1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習又は実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定に基づき、当該授業の方法の組み合わせに応じ、授業時間数から単位を算定する。

(指導教員)

第3条 研究指導その他の指導(以下「研究指導等」という。)を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(教育方法の特例)

第4条 教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第5条 学生は、指導教員の指導を受け、研究科が別に定める所定の単位を履修しなければならない。

(履修登録の上限)

第5条の2 高度教職実践専攻の学生は、修了に関する単位について、1年間に40単位を超えて履修登録をすることはできない。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位を含む。

(長期にわたる課程の履修)

第6条 学生が大学院学則第14条の規定により長期にわたる課程の履修を希望するときは、別に定めるところにより、研究科長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 大学院に入学した者が、入学する前に大学院(他の大学院及び外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を有する場合、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、教育支援専攻の学生に与えることのできる単位数は、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により高度教職実践専攻の学生に与えることのできる単位数は、別途定める。

(他大学大学院等の授業科目の履修)

第8条 学生は、教授会の議を経て、他大学大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)及び本学大学院の他の学府の授業科目を履修することができる。

2 教育支援専攻の学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を限度として、課程修了の単位として認めることができる。

3 高度教職実践専攻の学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位の取り扱いについては、別に定める。

(他大学大学院等の研究指導等)

第9条 教育支援専攻の学生は、教授会の議を経て研究科長が認めた場合は、他大学大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)において研究指導等を受けることができる。ただし、当該研究指導等を受ける期間は1年を超えることができない。

2 前項の規定により他の大学院等で受けた研究指導等は、課程修了に必要な研究指導等の一部として認めることができる。

(修了の要件)

第10条 教育支援専攻の修了要件は、研究科に2年以上在学(他の大学院の在学期間を含む。)し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導等を受けた上、修士課程の目的に応じ、研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者で、教授会の議を経て研究科長が認めた者については、研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の教育支援専攻の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導等を受けた上、修士課程の目的に応じ、研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 高度教職実践専攻の修了要件は、研究科に2年(小学校教員一種免許取得プログラムは3年)以上在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、学校課題研究報告書の審査に合格することとする。

4 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の高度教職実践専攻の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、学校課題研究報告書の審査に合格することとする。

5 高度教職実践専攻において、研究科長が教育上有益と認めるときは、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号。以下この項において「設置基準」という。)第29条第2項の規定に基づき、小学校等の教員としての実務の経験を有する者については、修了要件として定める単位

のうち、学校実習科目の一部を修得したものとみなし免除することができる。この場合において、設置基準第26条第3項及び第4項の規定に基づき、当該学生の修業年限は、1年とすることができる。

6 教育支援専攻において、第7条第2項、第8条第2項で修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えないものとする。

7 高度教職実践専攻において、第7条第3項、第8条第3項で修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、別に定めるところによる。

(学位論文の提出時期)

第8条 学位論文は、研究科が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 学位論文の審査については、横浜国立大学学位規則の定めるところによる。

第9条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月10日規則第902号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第60号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規則第26号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第82号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規則第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第71号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日規則第17号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に現に研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以

後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了の要件については、改正後の第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第61号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第55号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に現に教育学研究科障害児教育専攻に入学し、在学する者は、改正後の第2条第2項別表第1及び第4条第1項別表第2の規定中「特別支援教育専攻」を「障害児教育専攻」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年3月24日規則第26号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻に係る履修方法については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成23年3月31日規則第68号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第47号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第52号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月22日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月9日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に現に研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学及する者の修了要件については、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

令和3年度入学者 研究計画・研究指導計画書

専攻名	教育支援専攻	コース名	コース
学籍番号		氏名	
連絡先（電話番号）		連絡先（メールアドレス）	
研究 題目 ・ 研 究 計 画	＜研究題目＞		
	＜研究計画＞		

指 導 教 員 名		関 連 指 導 教 員 名			
研 究 指 導 計 画					

表面スペースが足りない場合はこちらに記入してください

--	--

【注意事項】

- 1 この用紙は1年次春学期履修登録時に提出すること。
- 2 指導教員とは別に、研究上の必要に応じて関連指導教員※を1名届け出ることができる。
※学生が研究を行うにあたり、指導教員と学生間の話し合いで、研究分野に関連する指導教員以外の教員が研究活動・論文執筆のアドバイスの必要性が認められ、さらに当該指導教員以外の教員が承諾した場合には、指導教員に加え、「関連指導教員」として、当該教員の指導を受けることができる。
- 3 教育学研究科から連絡を行う際は、上記の連絡先に連絡を行う場合があります。
連絡先に変更がある場合は、教育学系大学院係へ届け出てください。

令和 年度

指導教員		印
------	--	---

修士論文題目届

(大学院係提出用)

コース	コース	学籍番号	氏名	昭和 平成 年 月 日生
連絡先	電話番号			
	メールアドレス			
題目				

修士論文題目を上記のとおりお届けします。

大学院教育学研究科長 殿

令和 年 月 日

氏名		印
----	--	---

注意 本用紙の提出期限については別途掲示を参照のこと。(期限厳守)

切り取らずに提出すること

令和 年度

指導教員	
------	--

修士論文題目届

(指導教員提出用)

コース	コース	学籍番号	氏名	昭和 平成 年 月 日生
連絡先	電話番号			
	メールアドレス			
題目				